

議第8号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

一部の基金の目的の見直し並びに事業の見直しに伴う基金の設置及び廃止を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(18) (略)			(1)～(18) (略)		
(19) 下呂市子育て応援基金	下呂市内の <u>小中学校</u> 及び下呂特別支援学校に就学する児童生徒の学校給食費の負担軽減の財源に充てるため	市長が定める額	(19) 下呂市子育て応援基金	下呂市内の <u>中学生</u> 学校給食費の負担軽減の財源に充てるため	市長が定める額
(20)～(24) (略)			(20)～(24) (略)		
(25) 下呂市医師確保事業基金	医師確保を目的とする事業に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額			
2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。			2 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) 下呂市医師	下呂市医師確保奨学資金条例（平成19年下呂市条例第2号）	基金の額は5,100	(4) 下呂市医師	下呂市医師確保奨学資金条例（平成19年下呂市条例第2号）	基金の額は5,100

改正後		改正前		
		<u>師確</u> <u>保奨</u> <u>学資</u> <u>金基</u> <u>金</u>	<u>に定める事業の財源</u> <u>に充てるため</u>	<u>万円と</u> <u>する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

一部の基金の目的の見直し並びに事業の見直しに伴う基金の設置及び廃止を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 中学生の学校給食費の負担軽減を目的とした「下呂市子育て応援基金」の対象者を小学校及び特別支援学校の児童生徒まで拡大します。

(第3条関係)

(2) 下呂市医師確保奨学資金事業から岐阜県と共同実施する医学生奨学資金貸付事業へ
の見直しに伴い、運用基金の「下呂市医師確保奨学資金基金」を削り、積立基金に「下
呂市医師確保事業基金」を加えます。

(第3条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)